

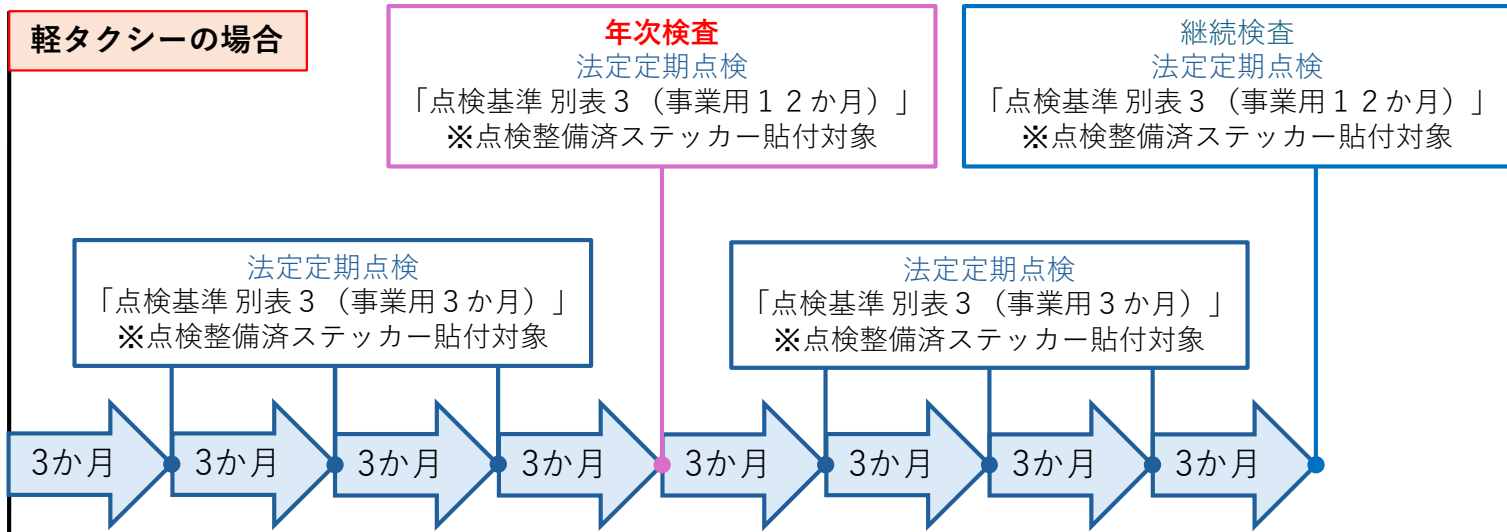
【軽タクシーの年次検査・法定点検時期のイメージ】

青字・青枠：車両法

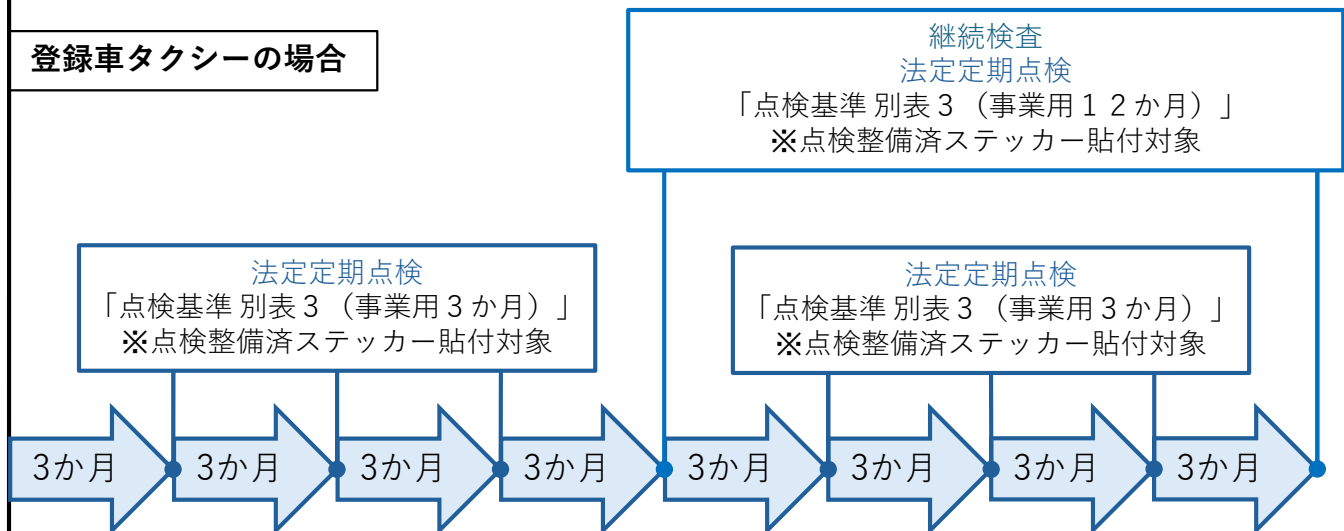
赤字：運送法関連通達規定（年次）

紫枠：車両法（青字）及び通達規定（赤字）が混在

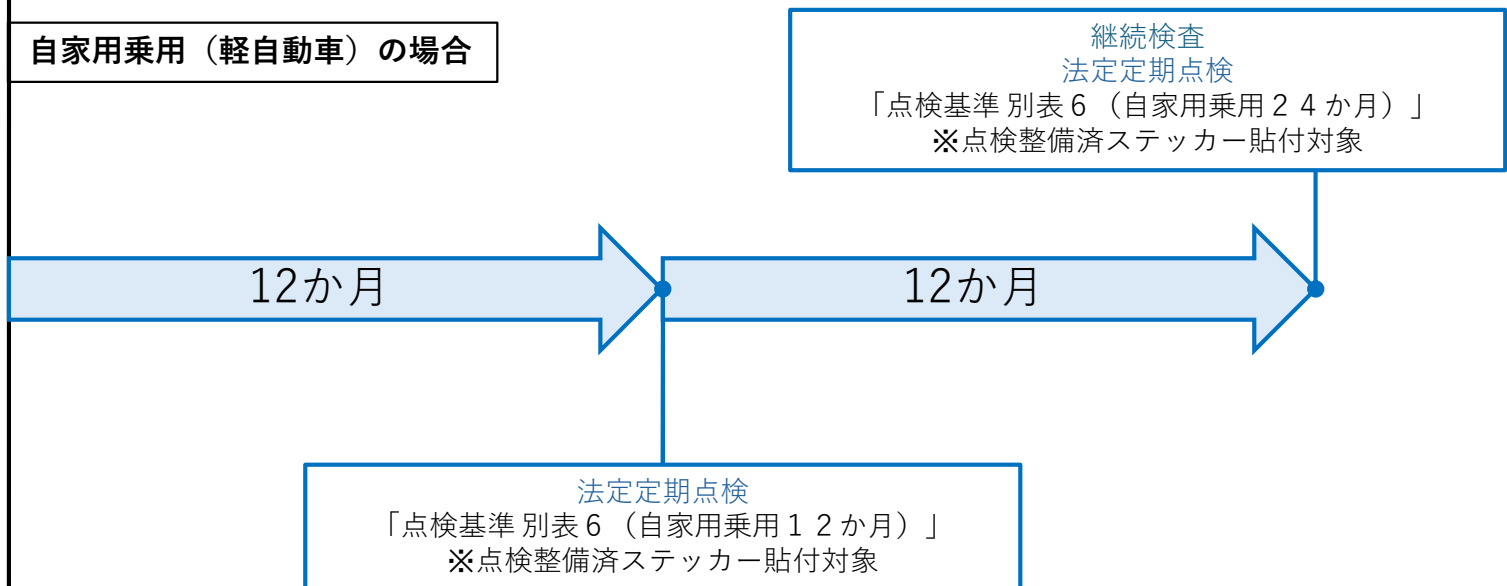
軽タクシーの場合



登録車タクシーの場合



自家用乗用（軽自動車）の場合



【指定整備工場で「年次検査」を実施する場合】

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

検査員は検査設備を用いて通常の継続検査と
同じ方法により「年次検査」を行う

【年次検査合格の場合】

点検整備記録簿、指定整備記録簿（※1）、**年次検査合格証**（※2）を交付

※1.指定整備記録簿の備考欄に当該指定整備が「**年次検査**」である旨を記載

※2.交付方法は書面に加え、電子メールの送付等も可（様式は参考1参照）

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を実施する

指定整備記録簿、年次検査合格証の控えを2年間保管する

※年次検査合格証の控えの保管については任意

【軽自動車検査協会の検査場で「年次検査」を受検する場合】

<ケース例>

- ・ 認証工場に軽タクシーが入庫し、年次検査の依頼があった場合
- ・ 指定工場に軽タクシーが入庫し、検査場に持ち込んで年次検査を実施する場合

軽タクシーが入庫

提示された書面等にて「年次検査」の依頼を確認
依頼者より「年次検査受検申出書」を受け取る

点検基準 別表 3（事業用・12か月）に沿って
「法定定期点検」を行う

軽自動車検査協会の検査場に車両を持ち込み「年次検査」を受検

<受検に伴って必要となること>

- ・ 手数料の納付
- ・ 継続検査時と同様に検査予約（予約枠は「継続」を選択）
- ・ 必要用書類：自動車検査証、手数料額の審査証紙（※1）、検査票、
年次検査受検申出書（※2）

※1. 2,100円（消費税相当分を含む。）

※2. 顧客である法人タクシー事業者が作成（様式は参考2 参照）

【年次検査合格の場合】

軽自動車検査協会より書面によって通知される

【年次検査不合格の場合】

不具合箇所の整備を行い、再度年次検査を受検する

顧客（法人タクシー事業者）に点検整備記録簿及び
年次検査合格の通知書を引き渡し納車